佐倉市
農業委員会だより

第９３号　令和７年２月
発行　佐倉市農業委員会
〒285-8501
千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地
電話 043-484-6285（直通）
佐倉市ホームページ
（http://www.city.sakura.lg.jp）

令和6年度千葉県農業会議　会長賞 「農業者年金加入推進活動部門」受賞

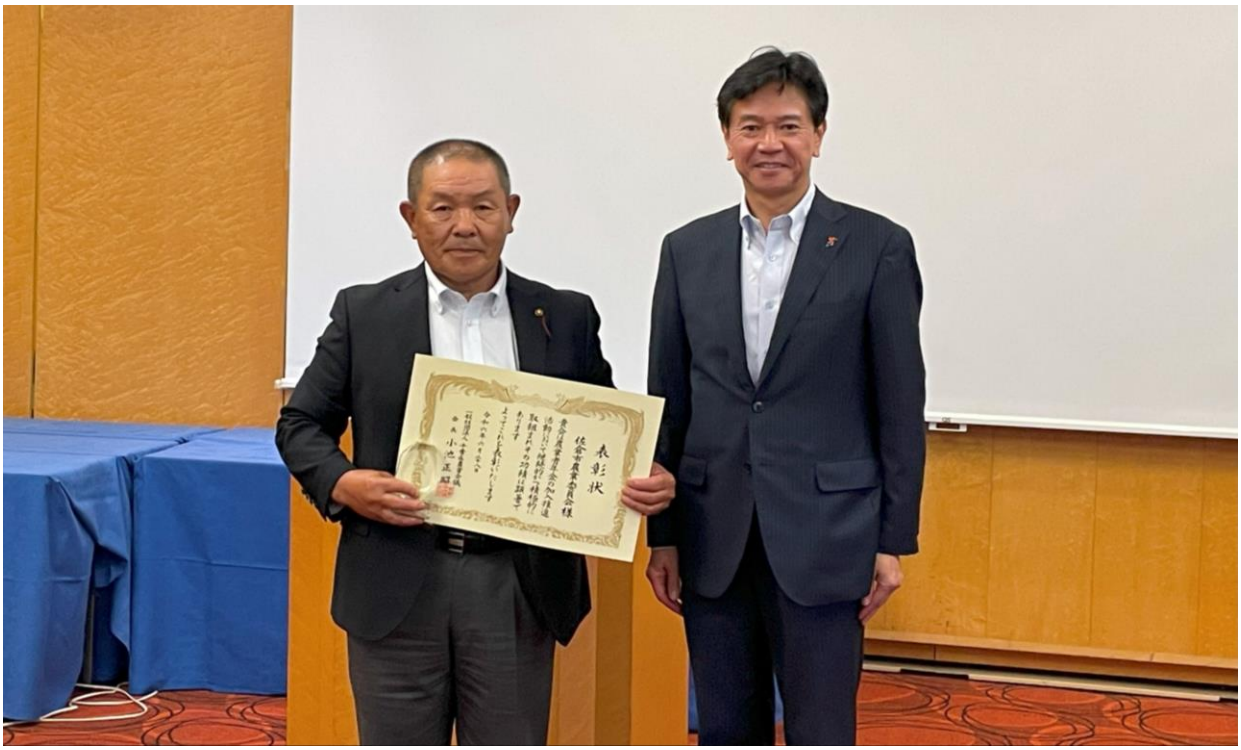

左：石田会長　右：前千葉県農業会議会長　小池正昭氏【令和６年６月２８日・プラザ菜の花】

農業委員会会長挨拶

会長　石田　和久

日頃より本市農業委員会活動に、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨今の農業を取り巻く環境は、異常気象による作物被害、燃料・資材の価格高騰など厳しい状況が続いており、農業者の高齢化や後継者不足による担い手の減少も顕著に現れています。

このため、市では農業経営基盤強化促進法に基づき、将来の地域農業のあり方や農地の効率的な利用目標を地域の話し合いにより定める「地域計画」の策定を進めております。皆様方におかれましても話し合いの場への積極的なご参加をお願いいたします。

今後も農業委員会は一丸となり、農業の持続的な発展、地域農業の維持に取り組んでまいります。

結びに、皆様のご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

農業委員会の主な活動

・６月２８日	令和６年度市町村農業委員会会長・事務局長会議 千葉県農業会議表彰式（プラザ菜の花）
・８月１日	千葉県農業会議創立７０周年記念式典及び担い手確保育成・農地利用最適化シンポジウム（青葉の森公園芸術文化ホール）
・１０月１８日	令和６年度香取・印旛ブロック農業委員・農地利用最適化推進委員研修会（神崎ふれあいプラザ）

令和6年産千葉米食味コンクール　千葉県知事賞を受賞

千葉県産米の品質向上とお米の PR を目的に、全国農業協同組合連合会千葉県本部が主催する令和 6 年産千葉米食味コンクールが令和6年12月17日(火)に千葉市内で開催され、【粒すけの部】で鈴木孝徳農業委員が千葉県知事賞を受賞されました。

おいしい佐倉のお米を是非ともご賞味ください。

左:西田市長　中央:鈴木孝徳委員　右:JA千葉みらい　塚本常務理事

農地の貸し借りは、令和7年4月から原則農地バンク経由になります。

農地の貸し借りは、千葉県農地中間管理機構（千葉県園芸協会）を介した、農地中間管理事業に一本化されます。

農地を貸したい方

出し手のメリット

- **契約期間が満了すれば農地は出し手に戻ります。**
- **毎年の賃料（金納の場合）は機構から決められた時期に支払われます。**
- **要件を満たせば、貸し付けた農地の固定資産税が軽減されます。**

農地を借りたい方

受け手のメリット

- **まとまった農地を長期間、安定的に借り受けできます。**
- **所有者が複数いても契約手続きや賃料の支払いは機構がまとめて行います。**
- **機構から担い手が農地を借り受けることで、利用できる関連事業があります。**

地域のメリット

農地を農地中間管理機構に貸し付けた場合、一定の要件を満たせば地域に「機構集積協力金」が支払われます。

【お問い合わせ先】

・佐倉市農政課　電話０４３－４８４－６１４２

・千葉県農地中間管理機構（公益社団法人　千葉県園芸協会）
電話０４３－２２３－３０１１

農地の売買や転用する場合の手続き。

農地を耕作目的で売買・貸し借りをする場合または、農地以外の用途に使用する場合（転用）や農地の埋め立て、盛土等を行う場合には、千葉県知事の許可が必要です。

許可申請書の受付は、原則毎月２１日（ただし、閉庁日を除く。）と定めています。

添付書類等に不備がありますと受付できない場合もありますので、農業委員会事務局までご相談ください。

農業者年金に加入しませんか

老後の備えは国民年金＋農業者年金で安心。農業に従事する方なら広く加入いただけます。

【加入資格】

①年間６０日以上農業に従事している方

②国民年金の第１号被保険者（保険料納付免除者は除きます）

③年齢は２０歳以上６５歳未満（但し、６０歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）

●通常加入の保険料は、月額２万円から６万７千円の間で、千円単位で自由に選択できます。

●農業者年金に支払った保険料は、所得税・住民税・復興特別所得税の「社会保険料控除」の対象となります。

●終身年金で８０歳前に亡くなった場合は、死亡一時金が受けられます。

※加入のお問い合わせは、農業委員会事務局まで。

独立農業法人　農業者年金基金
電話：０３－５９１９－０３７１
ホームページ：https://www.nounen.go.jp/

農地を相続したら届出しましょう！

相続によって農地（水田、畑等）の権利を取得したら、所在地の農業委員会に概ね 10 カ月以内に届け出てください。

届出を行わなかった場合には、10 万円以下の過料が課せられる場合があります。

全国農業新聞を購読しよう

全国農業新聞は、農業経営に役立つ最新情報を提供する農業総合専門誌です。

毎週金曜日発行で、購読料は月額７００円（税込）です。

購読のお申し込みは、農業委員会事務局まで。